

令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (拡 充)

(デジタル庁デジタル社会共通機能グループ ID 認証・マイナンバー担当)

項 目 名	国外転出者のマイナンバーカードの継続利用に伴う本人確認書類に係る所要の措置											
税 目	所得税等											
要 望 の 内 容	<p>国外転出者のマイナンバーカードの継続利用に伴い、所得税等の税制手続における本人確認書類に係る所要の措置を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="890 801 1495 965"> <tr> <td data-bbox="890 801 1214 853">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1214 801 1374 853">—</td> <td data-bbox="1374 801 1495 853">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 853 1214 904">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1214 853 1374 904">(—</td> <td data-bbox="1374 853 1495 904">百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 904 1214 965">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1214 904 1374 965">(—</td> <td data-bbox="1374 904 1495 965">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国外転出時についてもマイナンバーカードが本人確認書類として利用可能とすることにより、税制手続に係る国民の負担軽減を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）（令和 6 年 5 月 30 日までに施行予定）の改正により、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用が可能となるよう必要な措置を講じたところ、税制手続における本人確認書類において所要の措置を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1—2：マイナンバー制度の推進
		政策の達成目標	マイナンバーカード関係システム事業の安定的な運営・システム開発のための補助
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	国外転出者に適用されることが見込まれる。
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国外転出時についてもマイナンバーカードが本人確認書類として利用可能とすることにより、税制手続に係る国民の負担軽減につながる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、税制手続に係る国民の負担軽減に資するものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透 明化法に基 づく適用実 態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	